

事務連絡
令和2年5月4日

教派神道連合会 御中
公益財団法人 全日本仏教会 御中
日本キリスト教連合会 御中
宗教法人 神社本庁 御中
公益財団法人 新日本宗教団体連合会 御中

公益財団法人 日本宗教連盟
事務局長 佐原 透修

(新型コロナウイルス感染症・関係情報)
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について(情報提供)
並びに、
申告・納付が困難な場合における国税の取扱いに関する周知広報、
及び、緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について(依頼)

標記の件、文化庁宗務課から情報提供と周知依頼がありました。税制上の措置等の詳細は、宗務課文書にあるリンク先で、最新の情報を入手ください。
各関係団体、並びに、関係宗教法人にもご周知いただければ幸いです。

1、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について(情報提供)

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が創設されました。

本特例措置は、地方税法上の要件に合致すれば、宗教法人も対象になりますので、ご確認ください。宗務課のペーパーに要件がまとめられています。【別添総務省作成資料参照】

2、申告・納付が困難な場合における国税の取扱いに関する周知広報、
及び、緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について

令和2年4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定されました。感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対しては、現行法令に基づく期限の延長や納付の猶予等も含め、納税緩和措置等が行われています。

「特例制度」については、関係法案が国会で成立することが前提となる制度です。

また、令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」(令和2年法律第25号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第26号)が成立、同日施行され、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等が行われることとなりましたので、ご連絡いたします。

なお、ご不明の点については、国税庁などの関係省庁の連絡先にお問い合わせください。